

関西空域における飛行経路技術検討委員会

規 約

(趣旨)

第1条 第12回関西3空港懇談会において、関西国際空港の容量拡張等を実現するため、関西3空港懇談会から国に対して、関西国際空港等の現在の飛行経路の見直しについて検討するよう要請があったところ。

本委員会は、関西3空港懇談会からの要請を受け、関西空域における飛行経路の見直しについて検討するものである。

(本検討会の構成)

第2条 本委員会は、別紙に掲げる委員で構成する。

(座長の任命等)

第3条 本委員会に座長を1名置く。

- 2 座長は、委員会の決議によってこれを定める。
- 3 座長は、本委員会を統括する。
- 4 座長に事故があるときは、委員のうちから座長が指名する者が、その職務を代理する。

(議事の公開)

第4条 本委員会については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。

- 2 本委員会の資料は、開催後、速やかに公開する。ただし、事務局が必要であると認めるときは座長の確認を得たのち、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 本委員会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、公開する。

(事務局)

第5条 本委員会の事務局は、国土交通省航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港課及び交通管制部管制課に置く。

(守秘義務)

第6条 委員は、委員会を通じて知り得た秘密事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、本委員会の運営に必要な事項については、事務局が座長の確認を得たうえで定めることとする。